

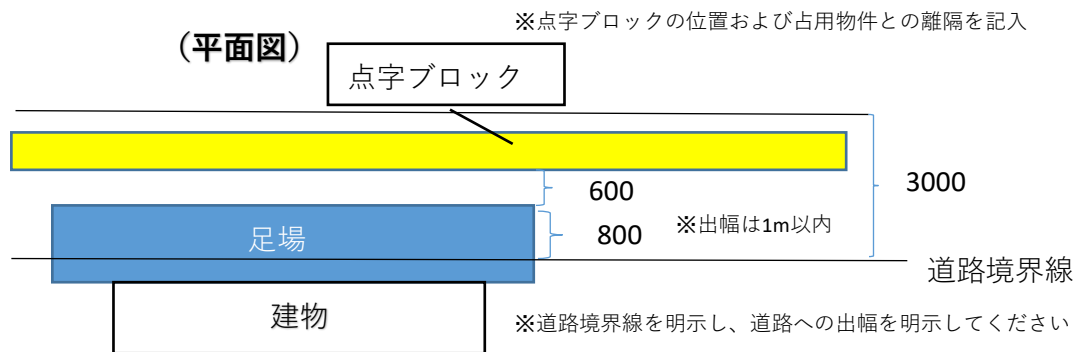
工事用足場（朝顔）・仮囲いの占用申請添付書類の作成例

<注意事項>

- ①朝顔などの上空占有や、仮囲い等も占有範囲の対象
- ②点字ブロックがある歩道に足場等を占有する際は60cm以上の離隔が必要
※離隔が取れない場合は点字ブロックの迂回が必要
- ③仮囲い・足場ともに出幅は1m以内
- ④朝顔は路面からの高さが4.5m以上必要（歩道上は2.5m以上）

（位置図）

申請地及びその周辺が把握できる縮尺であれば、特段定めはありません。



（断面図）

（立面図）

